

令和4年(2022年)3月31日

環境衛生委員会

## 草刈機など機器使用上の注意事項

### 1. 使用者は

- ① 機器を使用する場合、事前に環境衛生委員に連絡すること
- ② 草刈機・トリマー・チェーン・ブロワー等の機器を使用する者は経験者に限る
- ③ 初心者が使用する場合は、経験者の指導の下に行うこと

### 2. 機器使用前の準備点検事項

- ① 機器の破損、部品のゆるみ・はずれ等がないか確認する
- ② 燃料の入れ間違い(混合燃料仕様、ガソリン仕様)がないよう確認する
- ③ オイルの使用量確認し、供給を忘れないこと

### 3. 機器の始動は

- ① チョークレバーを始動位置に合わせ、始動レバーを引く
- ② 始動レバーは余り強く引くと内部のバネが破損することがあるので注意

### 4. 機器使用後の整備

- ① 機器を使用した後は、必ず機器を清掃した後に片付けること
- ② 片付ける前に、燃料を完全に抜き取ること
- ③ 使用後に機器に不具合があったとき、必ず環境衛生委員に報告すること
- ④ 倉庫への収納時、整理整頓を心がけること

### 5. 作業上の注意

- ① 草刈機・トリマーの使用時、刃先の動きに注意して作業すること
- ② 作業は単独でなく2人以上で行うことを基本とする(事故時の対応)
- ③ 草刈機は、周囲の安全(人・車など)を確認した後に使用すること
- ④ トリマーは、電気コードを切断しないよう注意して使用すること

### 6. 機器の貸出し

- ① 機器の返却時は、4項の規定を守り、環境衛生委員に連絡返却すること
- ② 万一事故発生の際は、借用者の責任とする
- ③ 個人使用で機器を使用する場合、事前に「草刈機借用書」を班長経由で環境衛生委員に申し込むこと
- ④ 個人使用は300円を徴収する(燃料代金などとして)